

社会教育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民の文化・スポーツ活動等生涯学習の促進を図ることを目的として、社会教育関係団体（以下「補助事業者」という。）が実施する社会教育事業（以下「事業」という。）を支援するため、社会教育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。
(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる補助事業者は、次のとおりとする。

- (1) 交野市文化連盟
- (2) 交野市PTA協議会
- (3) 交野市体育協会
- (4) その他、市長が補助すべき必要があると認める団体
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民の文化活動に関する事業
- (2) 市民のスポーツ活動に関する事業
- (3) 地域交流活動に関する事業
- (4) その他、市長が補助金の交付対象と認める事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）
- (4) 役務費（郵便料、保険料）
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が認めるもの

2 前項に定める補助対象経費にかかる補助率は、原則2分の1以下とする。ただし、事業の趣旨、目的、特性などにより、その支出に合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 別表1に定める各事業の補助金の額は、前条に定める補助対象経費に相当する額を上限とし、予算の範囲内において、市長が定めるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）により、必要書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の交付申請の期限は、原則として当該補助年度の4月末日までとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により、補助金の交付申請があった場合には、申請内容を精査し、補助金を交付すべきと認めたときは、申請者に対し、交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（様式第3号）の提出により、補助金の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 交付を受けた補助事業者が補助金の実績報告をしようとする時は、補助金実績報告書(様式第4号)に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告の期限は、原則として当該補助年度の翌年度4月末日までとする。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の書類の審査等により、その報告に係る補助金事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(取消及び返還)

第11条 市長は、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに附した条件に違反したとき又は既に交付した補助金の額が前条の規定による補助金の確定額を超えるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその額の返還を求めることができる。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、補助金の交付申請があった場合において、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められるときは、補助金の交付を承認しないものとする。

2 市長は、補助金の交付決定後又は交付後に、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められたときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象となる社会教育事業及び補助事業者

社会教育事業名	補助事業者
文化連盟事業	交野市文化連盟
P T A 委員会・研修活動	交野市 P T A 協議会
体育協会事業	交野市体育協会
市民スポーツデー活動	交野市体育協会

交 野 市 長 様

住 所
団体名
代表者

令和 年度 文化連盟事業補助金交付申請書

令和 年度において、標記の補助金を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金の目的及び内容
3. 補助金交付申請額 金 円

（添付書類）

- ・組織の目的及び組織に関するもの
- ・組織の構成及び役員に関するもの
- ・当該年度の事業概要及び予算書

なお、当該補助金について、暴力団の活動資金又は利益となるような用途には利用しません。また、市が必要とする場合には警察に照会することを承諾するとともに、暴力団の活動資金又は利益となるような用途に利用した場合には、補助金を返還します。

様式第2号（第7条関係）

交教社第 号
令和 年 月 日

団体名
代表者 様

交野市長

令和 年度文化連盟事業補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付で申請のあった、令和 年度文化連盟事業補助金について、
下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

1. 補助金交付決定額 金 円

2. 補助金交付条件

交付対象事業は、令和 年 月 日付交付申請書のとおりとする。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

交 野 市 長 様

団体名

代表者

令和 年度文化連盟事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付交教社第 号で交付決定のあった令和 年度文化連盟事業補助金について下記のとおり交付を請求します。

記

金 額 金 円

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

交 野 市 長 様

団 体 名

代 表 者

年度

補助金事業実績報告書

年 月 日付交教社第 号をもって交付決定を受けた補助金について、事業が終了したので関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金交付決定額 金 円

3. 添付書類

- ・組織の目的及び組織に関するもの
- ・当該年度の事業概要及び決算書

年 度 補 助 金 の 確 定 通 知 書

補助事業者

団体名

代表者

年 月 日付で実績報告のあった、 年度 補助金については、
下記のとおり補助金の額を確定したので通知する。

年 月 日

交 野 市 長

記

補 助 事 業 の 名 称	確 定 額
	金 円